

6ヶ月「実收」30万円。

6ヶ月以上「1ヶ月毎」=5万円加算

1ヶ月以上「1ヶ月毎」=30万円

帰国手当「妻帯者」50万円。

单身者 30万円。

7. 任意退職の場合「前項」半額。

以上。

提出 10. 8. 12.

（開審期 " " 14.

6. 6ヶ月未満 20万円。

3ヶ月未満「1ヶ月毎」10万円。

1ヶ月以上 " " 10万円加算

奨励金「得た」2万円。

6ヶ月未満「1ヶ月毎」20万円。

3ヶ月未満「1ヶ月毎」10万円。

3ヶ月以上 " " 20万円。

要求案

10. 6. 11.

石川島造船所

1. 従来「手当」20万円ヲ本給ニ引直

シ更ニ20万円増給ヲ為ス。

2. 請負賃金低率ヲ従前通リ引上

グル。

以上。

提出 大正10年6月17日。

解決案

10. 6. 13.

同月13日 双方「間」=了解

ナリ。職工側「一先」之ヲ取

下グル=決定ニ圓滿解決

ス。